

総社市告示第12号

総社市住民税均等割のみ課税世帯に対する低所得者支援給付金支給事業実施要綱（令和5年総社市告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 子育て世帯加算対象児童 平成17年4月2日以降に出生した者であって、基準日（住民基本台帳法第7条第6号に規定する住民となった年月日が令和5年12月2日から令和6年8月31日までの間の者）にあつては、当該日）において支給対象者又は支給対象者と同一の世帯に属する者の被扶養者であるものをいう。</p> <p>(確認書に係る受付開始日及び提出期限) 第5条 略</p> <p>2 確認書の提出期限は、やむを得ない場合を除き、<u>令和6年8月31日</u>までとする。</p> <p>(申請書に係る受付開始日及び提出期限) 第6条 略</p> <p>2 申請書の提出期限は、やむを得ない場合を除き、<u>令和6年8月31日</u>までとする。</p> <p>(提出が行われなかった場合等の取扱い) 第11条 略</p> <p>2 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、確認書の提出を行った</p>	<p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 子育て世帯加算対象児童 平成17年4月2日以降に出生した者であって、基準日（住民基本台帳法第7条第6号に規定する住民となった年月日が令和5年12月2日から令和6年3月31日までの間の者）にあつては、当該日）において支給対象者又は支給対象者と同一の世帯に属する者の被扶養者であるものをいう。</p> <p>(確認書に係る受付開始日及び提出期限) 第5条 略</p> <p>2 確認書の提出期限は、やむを得ない場合を除き、<u>令和6年3月31日</u>までとする。</p> <p>(申請書に係る受付開始日及び提出期限) 第6条 略</p> <p>2 申請書の提出期限は、やむを得ない場合を除き、<u>令和6年3月31日</u>までとする。</p> <p>(提出が行われなかった場合等の取扱い) 第11条 略</p> <p>2 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、確認書の提出を行った</p>

改正後	改正前
<p>者から通知された金融機関の口座に低所得者支援給付金として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、口座解約又は変更等により令和6年9月30日までに低所得者支援給付金の振込ができない場合は、本件契約は解除される。</p> <p>3 略</p>	<p>者から通知された金融機関の口座に低所得者支援給付金として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、口座解約又は変更等により令和6年4月30日までに低所得者支援給付金の振込ができない場合は、本件契約は解除される。</p> <p>3 略</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。